

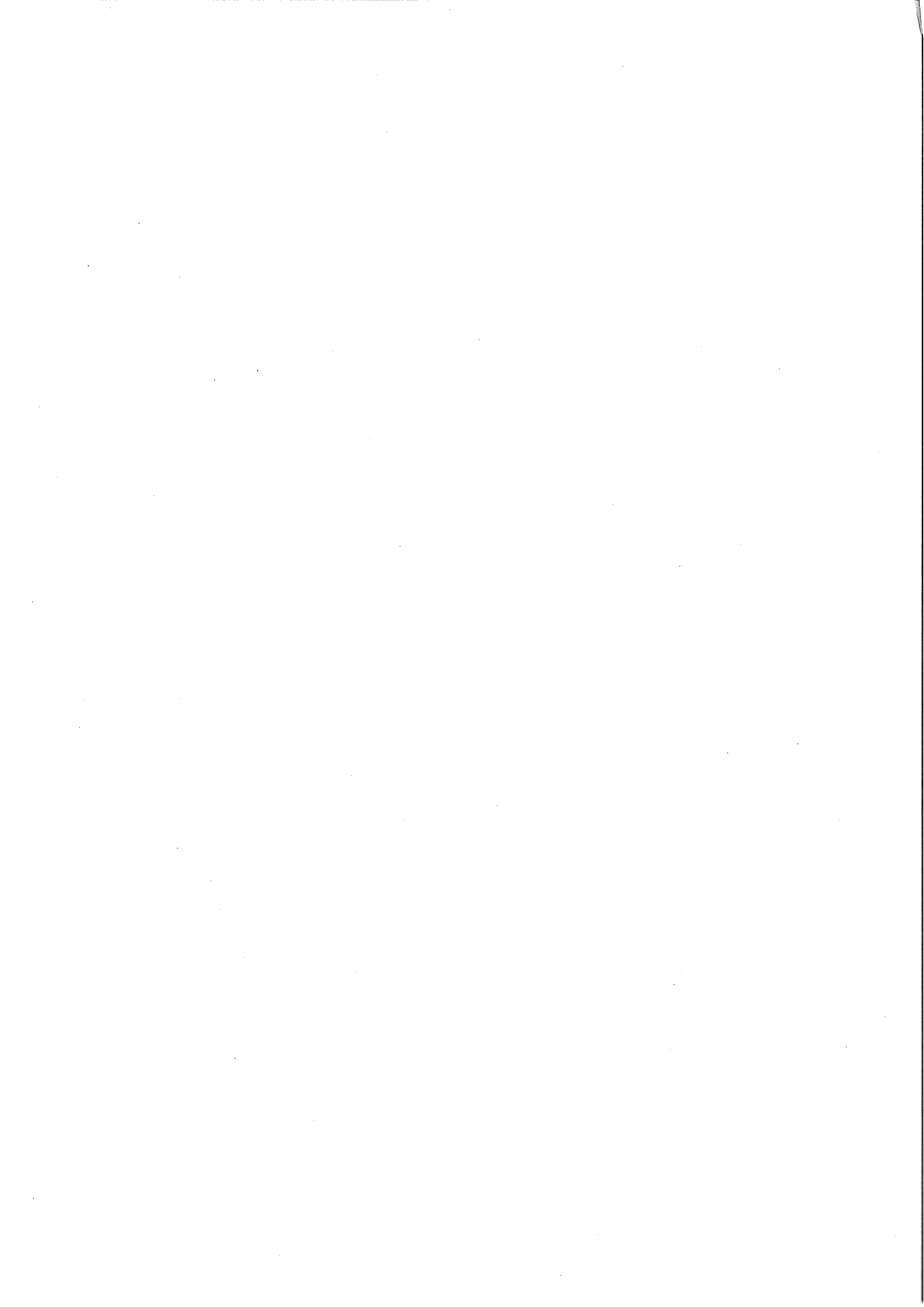
議案第 8 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和2年11月30日提出

野田市長 鈴木 有



野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

7 令和2年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第3項中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)

8 令和3年6月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当及び同年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の72.5」とあるのは「100分の70」とする。

(野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年野田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。」と、第24条第1項中「第19条第4項」とあるのは「第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告を受けて国家公務員の給与が改定されることを考慮し、期末手当の支給割合を改定するとともに、諸般の事情を考慮し、管理職手当の支給の対象となる職員に対する期末手当の減額の特例及び会計年度任用職員に対する期末手当の据置の特例を設けるため、関係条例の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年野田市条例第32号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>7 <u>令和2年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、同条第3項中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」とする。</u></p>	<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例 (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(令和3年6月及び12月に支給する期末手当に関する特例)</p> <p>8 <u>令和3年6月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給</u></p>	<p>(期末手当) 第19条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

する期末手当及び同年 12 月 1 日において
管理職手当の支給の対象となる職員に対し
て同月に支給する期末手当に関する第 19
条第 2 項及び第 3 項の規定の適用につい
ては、同条第 2 項中「100 分の 127.5」とあ
るの「100 分の 125」と、同条第 3 項中
「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 7
0」とする。

○ 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年野田市
条例第1号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>（野田市一般職の職員の給与に関する条例 の適用除外等） 第 7 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条 及び第 19 条第 2 項の規定の適用につい ては、給与条例第 2 条第 1 項中「及び武力攻 撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻 撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績 手当」と、給与条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と する。</p>	<p>（野田市一般職の職員の給与に関する条例 の適用除外等） 第 7 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条 及び第 19 条第 2 項の規定の適用につい ては、給与条例第 2 条第 1 項中「及び武力攻 撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻 撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績 手当」と、給与条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」と する。</p>

○ 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>（野田市一般職の職員の給与に関する条例 の適用除外等） 第 7 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条 及び第 19 条第 2 項の規定の適用につい ては、給与条例第 2 条第 1 項中「及び武力攻 撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻 撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績 手当」と、給与条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167. 5</u>」とする。</p>	<p>（野田市一般職の職員の給与に関する条例 の適用除外等） 第 7 条（略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条 及び第 19 条第 2 項の規定の適用につい ては、給与条例第 2 条第 1 項中「及び武力攻 撃災害等派遣手当」とあるのは「、武力攻 撃災害等派遣手当及び特定任期付職員業績 手当」と、給与条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」と する。</p>

○ 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例
第22号）（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関す る特例）</p>	<p>附 則</p>

3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。」と、第24条第1項中「第19条第4項」とあるのは「第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項」とする。

